

令和元年11月5日  
原子燃料工業(株)  
東海事業所

令和元年度施設定期検査について

本年度の施設定期検査は、「維持管理に不可欠な活動のために性能を維持している設備」に加え、工事使用（新規制基準対応工事の中で核燃料物質を移動する行為等）及び核燃料物質等を取り扱う可能性がある設備を検査対象とする。

検査実施項目を以下に示す。

①全ての施設（故障設備除く。）を検査対象とする項目

- 自動火災報知設備の警報作動検査
- 負圧警報の作動検査
- 気体廃棄設備の処理能力検査
- 液体廃棄設備の処理能力検査
- γ線エリアモニタの警報作動検査
- 排気／リサイクル系統用ダストモニタの警報作動検査
- 濾過装置の性能確認検査
- 第1種管理区域の負圧確認検査<sup>※1</sup>
- 送排風機の起動停止シーケンスの作動検査

※1 建物の健全性確認に関する検査も行う。

②施設の状況により一部の施設を検査対象とする項目

- 放射性液体廃棄物施設の液面高検知警報の作動検査
- 非常用発電機・無停電装置の作動検査
- 過加熱防止機構の作動検査
- 搬送設備の停電時保持能力の検査
- 設備内風速の確認検査
- 臨界防止インターロックの作動検査

以上